

## 移動等円滑化取組報告書（乗合バス車両）

(令和6年度)

住 所 佐賀県佐賀市愛敬町4番23号

事業者名 佐賀市交通局

代表者名 佐賀市自動車運送事業管理者  
大串 賢一

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

## I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

## (1) 移動等円滑化に関する措置の実施状況

## (① 乗合バス車両を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる乗合バス車両	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
ノンステップバス	・中型ノンステップバス（新車）を、令和6年度は1台、令和7年度及び8年度は3台ずつ導入する。（令和6～8年度）	中型ノンステップバス（新車）を1両導入

## (② 乗合バス車両を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
「公共交通機関の役務の提供に関する移動等円滑化整備ガイドライン役務編」の周知徹底	・国土交通省が策定している「公共交通機関の役務の提供に関する移動等円滑化整備ガイドライン 役務編」について、関係部署において周知徹底を図り、適切な役務の提供を継続する。（令和6年度～）	関係部署に周知し適切な役務の提供を継続した。

## (③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
ノンステップバスの利用方法の周知	・NPO法人が作成した「ノンステップバスの乗り方ガイド」（佐賀市交通局監修）を窓口等で配布し、車椅子利用者が抵抗なくバスを利用できることを周知する。	窓口及びバスの乗り方教室実施時に配布

## (④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
バスの乗り方教室の実施	・老人クラブや地域の自治会等、主に高齢者を対象とした乗り方教室を各年度2回実施する。（令和6～8年度）	障害者団体等を対象に6回、その他子育てサークル等を含め合計12回実施

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
乗務員の技術向上	・職員研修を毎年度実施し、車椅子利用者を初めとしたバス利用者への接客接遇の向上に努める。（令和6～8年度）	令和7年1月実施

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての乗合バス車両の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
バス車内での啓発活動の実施	・利用者に対し、優先席の適正利用に関して、路線バス車内の音声放送等での周知を実施している。今後も継続的に実施し、当該施設等の円滑利用の広報活動の継続に努める。（令和6年度～）	

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために（1）と併せて講ずべき措置の実施状況

- ・バス停留所に上屋を各年度1基ずつ整備する。（令和6～8年度）
- ・バス停留所の再点検を実施し、障害物や縁石を一部取り除くなど利用環境の整備に取り組む。
- ・佐賀駅バスセンター等でのバスロケーションシステムを活用したデジタルサイネージの充実化を引き続き図る。
- ・メールや電話等で寄せられる意見を、必要に応じて、交通局施設内の掲示板に貼り出し職員全体での情報の共有化を図りサービス等の改善に努める。
- ・業務課をバリアフリーの主管課とし、交通局としての推進体制を構築する。

(3) 報告書の公表方法

- ・佐賀市交通局のホームページにて公表する。

(4) その他

--

## II 乗合バス車両の移動等円滑化の達成状況

(令和7年3月31日現在)

	総車両数	公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数				公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両数			
		ノンステップバスの車両数	ワンステップバスの車両数	その他の車両数		基準適用除外認定車両数	その他の車両数		
	計			計	うちスロープ板を備えたもの	うちリフトを備えたもの	計	うちスロープ板を備えたものの	うちリフトを備えたものの
前年度車両数	73	73	68			5	5	0	0
年度内に供用を開始した車両数	1	1	1						
年度内に供用を廃止した車両数									
年度末車両数	74	74	69			5	5	0	0

## III 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

(1) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が1000万人以上である。	
(2) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が100万人以上1000万人未満であり、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社にに対して50%以上出資している中小企業者である。	○

(第6号様式)

- 注1. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合している車両の合計数を記入すること。
2. ノンステップバスの車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合しているノンステップバス車両の合計数を記入すること。
3. ワンステップバスの車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合しているワンステップバス車両の合計数を記入すること。
4. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数のうちその他の車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令に適合している車両のうち2及び3に該当しない車両の合計数のほか、公共交通移動等円滑化基準省令第37条第2項第2号の基準に適合するスロープ板その他の車椅子使用者の乗降を円滑にする設備について、スロープ板を備えたもの、リフトを備えたものの別にその車両数を記入すること。
5. 基準適用除外認定車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第43条第1項の認定を受けている車両の合計数のほか、そのうちスロープ板を備えているものの車両数、リフトを備えているものの車両数を記入すること。
6. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両数のうちその他の車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両のうち5に該当しない車両の合計数のほか、そのうちスロープ板を備えているものの車両数、リフトを備えているものの車両数を記入すること。
7. IIIについては、該当する場合には右の欄に○印を記入すること。
8. 「中小企業者」とは、資本金の額が3億円以下又は従業員数が300人以下である民間事業者を指す。
9. 「大企業者」とは、中小企業者以外の民間事業者を指す。